

令和3年10月28日

自治会・町会  
関係各位

本所警察署  
警備課

## 「津波防災の日」ご周知の協力依頼について

### 記

本年11月5日が「津波防災の日」となっております。

つきましては、別添資料「11月5日は津波防災の日です」について、自治会・町会の回覧板・掲示版等により、住民の方々へご周知を  
よろしくお願いいたします。

以上

## 11月5日は「津波防災の日」です

11月5日（金曜日）は「津波防災の日」となっております。平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓として、「津波対策の推進に関する法律」が制定され、この日が定められました。

嘉永7年11月5日、紀伊半島から四国沖を震源としたマグニチュード8強とされる「安政南海地震」が発生、その影響で南街道・東海道に大津波が来襲。その際、濱口儀兵衛が稲わらに火をつけて暗闇の中、逃げ遅れていた人々を高台に避難させ命を救ったという逸話が残っております。高台に避難するという行動は昔も今も変わっておりません。

※ちなみに嘉永7年は西暦で言うと1854年で、前年の嘉永6年は、黒船が浦賀沖に来航したとされる年です。

**津波から命を守るために一番取るべき行動は「素早い避難」です。**

津波三原則は、

その1 「想定にとらわれるな」

予想を超えた災害が発生する可能性があるため、ここまでは津波がこないという想定にとらわれず避難する。

その2 「最善を尽くせ」

ここまで来れば大丈夫ではなく、その時できる最善の対応行動をとり、できるだけ早く高い場所に避難する。

その3 「率先避難者たれ」

率先して逃げる姿を見て、他の人も避難するようになり、結果的に多くの人を救うことに繋がる。

東日本大震災では、岩手県釜石市の小・中学生がこの3原則を実践し、ほぼ全員無事に避難出来ました。

墨田区水害ハザードマップに避難場所が記載しております。

津波が発生した場合は「津波三原則」を忘れず、避難場所の高所に避難してください。

以上警視庁本所警察署・警備課からのお願いでした。